明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第八十一条の八第一項中「確認等」の下に「又は第三百三十七条第四項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）を加え、「同条第四項」を「令第三百三十八条第四項」に、「告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等」を「に定める」に、「又は当該」を「、当該」に改め、「受けた旨」の下に「（当該告知をした者が第八十一条の六第五項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）の規定による確認を受けた法人である場合には、その旨及び当該告知の際に提示された令第三百三十七条第二項第二号に定める書類の名称）又は令第三百三十七条第四項の規定による確認をした旨」を加え、「当該確認した」を「令第三百三十八条第一項又は第三百三十七条第四項の規定による確認をした」に改め、同条第三項中「第三百三十七条第五項」を「第三百三十七条第四項」に改める。

第八十一条の九第一項中「受ける個人の氏名」を「受ける者の氏名又は名称」に、「個人番号その他」を「個人番号又は法人番号その他」に、「帳簿（当該個人」を「帳簿（その者」に、「第三百三十七条第二項第一号」を「第三百三十七条第二項各号」に、「提示又は」を「いずれかの提示若しくはその者の」に、「受けて」を「受け、又は令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第四項の規定による確認をして」に、「当該個人（当該個人の氏名」を「その支払を受ける者（その者の氏名若しくは名称」に、「個人番号が」を「個人番号若しくは法人番号が」に、「記載されている当該個人の氏名」を「記載されているその者の氏名若しくは名称」に、「個人番号と」を「個人番号若しくは法人番号と」に、「場合における当該個人を」を「ものを」に改め、同条第二項中「第八十一条の六第七項各号」を「第八十一条の六第八項各号」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「個人に」を「者に」に改める。

第八十一条の十中「を提出する」を「の提出をする」に、「応じ」を「応じ」に、「令第三百三十七条第一項」を「第三百三十七条第一項」に、「令第三百三十九条第一項」を「第三百三十九条第一項」に、「同条第五項中「令」を「同条第三項第二号中「令第三百三十六条第四項」とあるのは「第八十一条の九第一項」と、同条第五項中「第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百三十九条第一項に規定する利子等」と、「同項から同条第三項までの規定による告知」とあるのは「同項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「これらの告知書又は書類に記載された」と、「第三百三十七条第一項」とあるのは「第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第一項」と、同条第六項中「」に改め、「、それぞれ読み替えるものと」を削る。

第八十一条の十一第二項中「第三百三十七条第四項」を「第三百三十七条第五項」に改め、同条第三項中「第三百三十七条第五項」に改め、同項第二号中「掲げる」を「定める」に、「名称又は」を「名称（前条の規定により読み替えられた第八十一条の六第五項の規定による確認を受けた法人にあつては、当該書類の名称及び当該確認をした旨）、」に改め、「受けた旨」の下に「又は令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第四項の規定による確認をした旨」を加え、同条第四項中「掲げるいずれかの書類」を「定める書類のいずれか」に、「送信して」を「送信し、若しくは同条第四項の規定による確認を受けて」に改め、同条第六項中「第三百三十七条第四項本文」を「第三百三十七条第四項及び第五項本文」に改め、同条第七項中「第三百三十七条第四項」を「第三百三十七条第五項」に改める。

第八十一条の十二第一項中「の規定により読み替えられた」を「において準用する」に改め、「確認等」の下に「又は令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第四項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を加え、「同条第四項」を「令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十八条第四項」に、「（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」に掲げる」を「に定める」に、「名称又は」を「名称、」に改め、「受けた旨」の下に「（令第三百三十九条第一項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項（同条第五項においては同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類の提出をした者が第八十一条の十（無記名公社債に係る貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）の規定による確認を受けた法人である場合には、その旨及びこれらの告知書又は書類の提出の際に提示された令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第二項第二号に定める書類の名称）又は令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第四項の規定による確認をした旨」を加え、「当該確認した」を「令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十八条第一項又は令第三百三十七条第四項の規定による確認をした」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「読み替えられた」を「準用する」に改める。

第八十一条の十七第一項中「この項、第三項及び第五項」を「この項、第三項及び第六項」に改め、同項第一号中「この号、第三項及び第五項」を「この条」に、「。第三項」を「。第四項」に改め、同条第二項中「掲げるいずれかの書類」を「定める書類のいずれか」に改め、「、又は」の下に「その者の」を加え、「第八十一条の六第一項」を「第八十一条の六」に、「同項第三号」を「同条第一項第三号」に、「「第八十一条の十七第五項」を「「第八十一条の十七第六項」に、「とする」を「と、同条第三項第二号中「令第三百三十六条第四項」とあるのは「第八十一条の十七第六項」と、同条第五項中「同項から同条第三項までの規定による告知」とあるのは「法第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）の規定による告知書の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「当該告知書に記載された」と、「令第三百三十七条第一項の規定による前項」とあるのは「第八十一条の十七第二項の規定による第八十一条の六第四項」と、「とみなす」とあるのは「とみなす。この場合において、当該告知書を受理する法第二百二十四条の二に規定する金融機関の営業所又は事務所の長は、当該確認をした旨を当該告知書に記載しておかなければならないものとする」とする」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第八十一条の六第七項各号」を「第八十一条の六第八項各号」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「した個人の氏名」を「した者の氏名又は名称」に、「その他」を「又は法人番号その他」に、「当該個人の令第三百三十七条第二項第一号」を「その者の令第三百三十七条第二項各号」に、「提示又は」を「いずれかの提示若しくはその者の」に、「受けて」を「受け、又は第三項の規定による確認をして」に、「当該個人（当該個人の氏名」を「当該譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした者（その者の氏名若しくは名称」に、「個人番号が」を「個人番号若しくは法人番号が」に、「記載されている当該個人の氏名」を「記載されているその者の氏名若しくは名称」に、「場合における当該個人を」を「ものを」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「には」の下に「、前項の規定による確認をした場合を除き」を加え、「提示又は送信を受けた第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした法人が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項（通知等）に規定する法人番号保有者に該当するものである場合において、当該譲渡性預金に係る法第二百二十四条の二の規定による告知書の提出を受ける同条に規定する金融機関の営業所又は事務所の長が、当該告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、同項の規定により公表された当該譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をしたときは、当該譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした法人は、前項の規定にかかわらず、当該告知書の提出をする際、当該金融機関の営業所又は事務所の長に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとし、当該金融機関の営業所又は事務所の長は、当該確認をした旨を当該告知書に記載しておかなければならないものとする。

第八十一条の二十第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「読み替える」を「、同条第三項第二号中「第三百三十六条第四項」とあるのは「第三百四十二条第四項」と、同条第五項中「同項から同条第三項まで」とあるのは「令第三百四十二条」と、「第三百三十七条第一項」とあるのは「第三百四十三条第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」と読み替える」に改め、同条第三項中「第八十一条の六第七項各号」を「第八十一条の六第八項各号」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。